

お役に立ちます

(株)日本政策金融公庫 / 国民生活事業

【主な融資制度のご案内】

新たに事業を始める方を応援します

新たに事業を始める方や、始めて間もない方向けの資金です。

また、高い成長性が見込まれる新たな事業を始める皆さまへ資金をご用意しています。

【新たに事業を始める皆さま・事業を始めて7年以内の皆さま】

新規開業資金

ご利用いただける方	次のいずれかに該当される方	
	1. 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方	
	(1)現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方	
	(2)現在お勤めの企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方	
	2. 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方	
	3. 技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方	
	4. 雇用の創出を伴う事業を始める方	
	5. 産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方	
	6. 地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める方	
資金の使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする資金	
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	
ご返済期間 (据置期間)	設備資金	15年以内（特に必要な場合20年以内） （うち据置期間3年以内）
	運転資金	5年以内（特に必要な場合7年以内） （うち据置期間6ヶ月以内（特に必要な場合1年以内））
保証人・担保	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	

問い合わせ先

福江商工会議所/中小企業相談所

五島市末広町8-4 TEL 72-3108 FAX 74-1588

小規模事業者経営改善融資制度

マルケイ資金

無担保・無保証人

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

《ご融資額》

運転
設備
合計

2,000万円
以内

貸付期間

●運転資金/7年以内

●設備資金/10年以内

融資の対象要件

- 従業員数が商業・サービス業5人以下、製造業その他にあっては20人以下の企業。
- 本所地区内で1年以上営業を続けていること。
- 商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている個人・法人。
- 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税を原則として完納している方。
(注) 商工業者であり、かつ㈱日本政策金融公庫の非対象業種等でないこと。

資金の使いみち

…経営改善に必要な運転資金及び設備資金

●運転資金

- 商品・材料の仕入れ
- 手形・買掛金の決済
- 諸経費の支払

●設備資金

- 店舗・工場などの増改築や改装
- 事業用車両・機械などの購入

(注) 他の金融機関からの借入金の返済に充てるための資金には利用できません。

国 の 教 育 ロ ー ン

国 の 教 育 ロ ー ン の 特 長

- ご入学前のまとまった費用の準備が可能
- 日本学生支援機構の奨学金と併用も可能
- 延べ500万件の融資実績 ※平成26年12月末実績（当公庫調べ）
- 合格発表前でもお申込み可能
- 安心の固定金利、長期返済

融資制度の概要

- ご融資額…お子さま1人につき350万円以内 ※今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。
ご融資限度額内で重複してご利用が可能です。
- ご返済期間…15年以内 ※利息のみのご返済期間を含みます。
- 金利…年2.15%（固定金利保証料別） ※平成27年10月9日現在
- 在学期間中…利息のみのご返済（元金据置）が可能 ※在学期間内は利息のみのご返済することができます。
- ご返済方法…毎月の返済額は一定（毎月元利均等返済） ※ボーナス月増額返済もご利用いただけます。
この場合、ボーナス返済分は最大でご融資額の1/2です。
- 保証…（公財）教育資金融資保証基金の保証 ※連帯保証人に代わってご融資の保証をする機関です。
- お使いみち…学校納付金（入学金、授業料など）、受験にかかる費用（受験料、交通費など）、自宅外通学に必要な住居費用（敷金、家賃など）、教科書代、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など
今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。 ※入学資金については、入学される月の翌月末までご融資が可能です。

中小企業の皆さまへ五島市の融資制度

(H27.11作成)

各種の事業資金を斡旋しておりますので、お気軽にご相談下さい。

五島市創業資金制度

これから創業する方や創業して間もない方を支援します！ 3年間の利子と保証料を全額市が助成します！

自分の店をもちたい！

開業したけど
もう少し資金が必要だ！

別の事業(業種)を
始めたい！

別の会社を
新しく作りたい！

■五島市創業資金

資金名	新規創業者支援資金	第二創業者支援資金
貸付対象	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">○事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの○新たに事業を開始し、1年を経過していないもの○事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの○新たな会社を設立し、1年を経過していないもの○会社が事業を継続しつつ、新たな会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有するもの	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">○事業を営んでいる個人で、1月以内に新たな事業(業種)を開始する具体的な計画を有するもの○事業を営んでいる個人で、新たな事業(業種)を開始し、1年を経過していないもの○会社が、2月以内に新たな事業(業種)を開始する具体的な計画を有するもの○会社が、新たな事業(業種)を開始し、1年を経過していないもの
貸付限度額	1,000万円	
貸付期間	運転資金：5年以内（うち据置1年以内） 設備資金：7年以内（うち据置1年以内） 運転資金及び設備資金の併用：7年以内（うち据置1年以内）	
取扱金融機関	株十八銀行福江支店 株親和銀行福江支店 福江信用組合	
申込先	福江商工会議所 五島市商工会	
利 率	年1.5%	
保証料率	年0.8%	年1.9%以内

■利子と保証料の助成

融資の実行後、3年間市が利子及び保証料を全額助成します。



■問い合わせ先

- 福江商工会議所
TEL 72-3108
- 五島市商工会
TEL 82-0702
- 五島市商工振興課
商工物流班
TEL 72-7862

五島市中小企業振興資金

《融資対象となる方》

- (1) 市内で原則として1年以上同一業種を営んでいること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 返済能力が確実であると認められること。

《限度額》

一企業につき 700万円以内

《期間》

運転資金 5年 以内（うち据置6ヶ月以内）
設備資金 7年 以内（うち据置6ヶ月以内）

《資金用途》

事業経営に必要な運転資金及び設備資金

《返済方法》

分割返済又は一括返済

《連帯保証人》

連帯保証人 特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

《貸付利率》

年率 2.30% (うち0.5% 市で利子補給)

《保証料率》

基準料率 年 0.45%～年 1.90%

《取扱金融機関》

五島市内の十八銀行各支店、親和銀行福江支店及び福江信用組合本支店

問い合わせ先

福江商工会議所 / 中小企業相談所
五島市末広町8-4 TEL 72-3108 FAX 74-1588